

議 第 44 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市立幼稚園条例の一部改正について

熊本市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立幼稚園条例の一部を改正する条例

熊本市立幼稚園条例（昭和 39 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表熊本市立向山幼稚園の項中「（通級による指導をする教室にあっては、同区魚屋町 1 丁目 9 番地）」を削る。

第 3 条第 2 項中「、当該」を「当該」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

熊本市立向山幼稚園のことばの教室の移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。